

立川市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項の規定による。

立川市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例

立川市公共施設整備基金条例（昭和55年立川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(設置) 第1条 公共施設の整備及び改修並びに用地取得に関する事業等に必要な資金を積み立てるため、立川市公共施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。	(設置) 第1条 公共施設の整備並びに耐震補強及び大規模改修並びに土地区画整理事業の清算に必要な資金を積み立てるため、立川市公共施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。